

令和6年10月14日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年10月14日（月） 9時00分から10時00分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 議会第1会議室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第61号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第62号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第63号議案 選挙人名簿の登録について
 - 第64号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
 - 第65号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第66号議案 選挙人名簿抄本の送付について
 - 第67号議案 投票所を設ける場所について
 - 第68号議案 期日前投票所を設ける場所及び期間並びに開閉時刻について
 - 第69号議案 不在者投票用紙等の交付場所等について
 - 第70号議案 指定投票区及び指定関係投票区について
 - 第71号議案 指定在外選挙投票区について
 - 第72号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
 - 第73号議案 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る開票の場所及び日時について
 - 第74号議案 衆議院比例代表選出議員選挙に係る開票の場所及び日時について
 - 第75号議案 候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの場所及び日時について
 - 第76号議案 審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について
 - 第77号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 第78号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 第79号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 第80号議案 投票立会人の選任について
 - 第81号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者について
 - 第82号議案 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
 - 第83号議案 職員の兼務について（期日前投票応援職員及び地域センター職員）
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

| | |
|------|---|
| 委員 長 | <p>【9：00開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p> |
| 事務局 | <p>【第61号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、265人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消</p> |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|---|---------------|---------|-----------------------|-------|----------------------|--------|----------------------|---------|
| 委員 | 局長 | <p>する。</p> <p>抹消者（男 126人 女 139人 計 265人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第61号議案可決）</p> | | | | | | | | |
| 事務局 | | <p>【第62号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、258人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 138人 女 120人 計 258人）</p> | | | | | | | | |
| 委員 | 局長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第62号議案可決）</p> | | | | | | | | |
| 事務局 | | <p>【第63号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和6年10月14日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する1,320人について、同日に選挙人名簿に登録する。</p> | | | | | | | | |
| 委員 | 局長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第63号議案可決）</p> | | | | | | | | |
| 事務局 | | <p>【第64号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和6年10月14日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 選挙権を有する者の総数</td> <td>335,435</td> </tr> <tr> <td>2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数</td> <td>6,709</td> </tr> <tr> <td>3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数</td> <td>55,906</td> </tr> <tr> <td>4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数</td> <td>111,812</td> </tr> </table> | 1 選挙権を有する者の総数 | 335,435 | 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 6,709 | 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 55,906 | 4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 111,812 |
| 1 選挙権を有する者の総数 | 335,435 | | | | | | | | | |
| 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 6,709 | | | | | | | | | |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 55,906 | | | | | | | | | |
| 4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 111,812 | | | | | | | | | |
| 委員 | 局長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第64号議案可決）</p> | | | | | | | | |
| 事務局 | | <p>【第65号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。</p> | | | | | | | | |
| 委員 | 局長 | <p>登録者（男 0人 女 1人 計 1人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第65号議案可決）</p> | | | | | | | | |
| | | <p>【第66号議案】選挙人名簿抄本の送付について</p> | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴い、各投票区に係る選挙人名簿の抄本を、それぞれの投票所が開く7時までに投票管理者に送付する。 |
| 委員長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第66号議案可決) |
| 事務局 | 【第67号議案】投票所を設ける場所について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第39条及び第41条第1項の規定により、投票所を設ける場所を指定し、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第67号議案可決) |
| 事務局 | 【第68号議案】期日前投票所を設ける場所及び期間並びに開閉時刻について 公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替える同法第39条及び第40条の規定に基づき、令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を設ける場所及び期間並びに開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げを定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第68号議案可決) |
| 事務局 | 【第69号議案】不在者投票用紙等の交付場所等について 不在者投票に用いる投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書等の交付場所並びに不在者投票記載場所として当委員会事務局を定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第69号議案可決) |
| 事務局 | 【第70号議案】指定投票区及び指定関係投票区について 公職選挙法施行令第26条の規定により、不在者投票における指定投票区を第1投票区としその他を指定関係投票区と定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第70号議案可決) |
| 事務局 | 【第71号議案】指定在外選挙投票区について 公職選挙法第30条の3第2項の規定により、指定在外選挙投票区を指定し、同法施行令第23条の2第2項の規定により、その旨を令和6年10月 |

| | | |
|-----|----|--|
| 委員 | 長員 | 15日に告示する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第71号議案可決) |
| 事務局 | | 【第72号議案】在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について 公職選挙法第49条の2第4項による読み替え後の同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を指定し、同法施行令第65条の13の規定により、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員 | 長員 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第72号議案可決) |
| 事務局 | | 【第73号議案】衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る開票の場所及び日時について 令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第1区及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、場所は、長崎市民会館3階長崎市民体育館、日時は令和6年10月27日午後9時55分からと定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員 | 長員 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第73号議案可決) |
| 事務局 | | 【第74号議案】衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る開票の場所及び日時について 令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙に係る開票の場所及び、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、場所は、長崎市民会館3階長崎市民体育館、日時は令和6年10月27日午後9時55分からと定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員 | 長員 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第74号議案可決) |
| 事務局 | | 【第75号議案】候補者氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの場所及び日時について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第175条第3項の規定による投票の記載をする場所等に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。 |
| 委員 | 長員 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第75号議案可決) |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>【第76号議案】審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について 令和6年10月27日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所国民審査法第52条の規定により、審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定める。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第76号議案可決)</p> |
| 事務局 | <p>【第77号議案】期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任し、その者の住所及び氏名並びにその者が職務を行うべき日を令和6年10月15日に告示する。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第77号議案可決)</p> |
| 事務局 | <p>【第78号議案】期日前投票所の投票立会人の選任について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人を選任し、本人に通知するとともに、その者の住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びにその者の投票に立ち会うべき日を当該期日前投票所の投票管理者に通知する。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第78号議案可決)</p> |
| 事務局 | <p>【第79号議案】投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任し、その者の住所及び氏名並びにその者が職務を行うべき日を令和6年10月15日に告示する。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第79号議案可決)</p> |
| 事務局 | <p>【第80号議案】投票立会人の選任について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人を選任し、本人に通知するとともに、その者の住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びにその者の投票に立ち会うべき日を当該投票区の投票管理者に通知する。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>(第80号議案可決)</p> <p>【第81号議案】開票管理者及びその職務を代理すべき者について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務を代理すべき者を選任し、その者の住所及び氏名を令和6年10月15日に告示する。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第81号議案可決)</p> |
| <p>事務局</p> | <p>【第82号議案】開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について 令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙（最高裁判所裁判官国民審査）及び衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎市開票区において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時をおり定め、その旨を令和6年10月15日に告示する。</p> |
| <p>事務局 委員長</p> | <p>衆議選において過去にくじになったことはあるのか。 衆議選は候補者も少ないことからくじになったことはない。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第82号議案可決)</p> |
| <p>事務局</p> | <p>【第83号議案】職員の兼務について 令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る期日前投票事務において、地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の結果、他部局の職員を兼務させることとなったが、選挙管理委員会が兼務発令を行う必要があるため、この議案を提出する。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第83号議案可決)</p> |
| <p>委員長</p> | <p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。</p> |

【10:00閉会】